

5 G サービス ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
(目次) 第 1 章～第 8 章 (略) 第 9 章 料金等 第 1 節 (略) 第 2 節 料金等の支払義務 第 46 条～第 47 条 (略) 第 48 条 契約解除料の支払義務 第 49 条～第 51 条 (略) 第 3 節～第 7 節 (略) 第 10 章～第 13 章 (略) 料金表 (略) 別表 (略) 附則 (略) 第 1 章～第 7 章 (略) 第 8 章 通信 第 1 節 (略) 第 2 節 通信利用の制限 (通信利用の制限) 第 41 条 5 G サービス、X i サービス、F O M A サービス及び卸携帯電話サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表 5 (通信の優先的取扱いに係る機関名)に掲げる機関に提供している 5 G (当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置 (特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)をとることがあります。 2 ～11 (略) <u>12 当社は、前項の規定によりフィッシング詐欺等の危険があると判定した文字メッセージに係る情報を、第 81 条 (サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知等) 第 3 項に規定する 5 G 契約者の確認及び注意喚起に利用することがあります。</u> (注) (略) 第 42 条～第 43 条 (略) 第 3 節 (略) 第 9 章 料金等 第 1 節 料金及び工事費等	(目次) 第 1 章～第 8 章 (略) 第 9 章 料金等 第 1 節 (略) 第 2 節 料金等の支払義務 第 46 条～第 47 条 (略) 第 48 条 削 除 第 49 条～第 51 条 (略) 第 3 節～第 7 節 (略) 第 10 章～第 13 章 (略) 料金表 (略) 別表 (略) 附則 (略) 第 1 章～第 7 章 (略) 第 8 章 通信 第 1 節 (略) 第 2 節 通信利用の制限 (通信利用の制限) 第 41 条 5 G サービス、X i サービス、F O M A サービス及び卸携帯電話サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表 5 (通信の優先的取扱いに係る機関名)に掲げる機関に提供している 5 G (当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置 (特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)をとることがあります。 2 ～11 (略) (注) (略) 第 42 条～第 43 条 (略) 第 3 節 (略) 第 9 章 料金等 第 1 節 料金及び工事費等

(料金及び工事費等) 第 45 条 当社が提供する 5 G 等の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、<u>契約解除料</u>、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。 2 ～ 5 (略) 第 2 節 料金等の支払義務 第 46 条～第 47 条 (略) (<u>契約解除料の支払義務</u>) 第 48 条 5 G 契約者等は、その 5 G 契約等の解除があったときは、<u>料金表通則に規定する契約解除料の支払いを要します。</u> 第 49 条～第 51 条 (略) 第 3 節～第 7 節 (略) 第 10 章～第 13 章 (略) 料金表 通則 1 ～ 11 (略) 12 当社は、1 の 5 G サービスにおいて、5 G (一般契約に係る区分のうち、コース A に係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものに限ります。)又は 5 G home でんわ若しくは別表 2 (付加機能等)に規定する sp モード機能の提供を受けていること並びに料金等の支払方法が口座振替又はクレジット払いであることを確認したとき(当社が定めるときを除きます。)は、当社がそのことを確認した日において、その 5 G サービスについて契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。 ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。 (1)～(3) (略) (4) その 5 G サービスについて、当社が電話番号保管を行っているとき(第 34 項に規定するメールアドレス保管を行っているときを除きます。) 13～30 (略) (<u>契約解除料の適用</u>) 31 <u>契約解除料の適用については、第 48 条(契約解除料の支払義務)及びこの料金表通則の規定によるほか、当社が別に定めるところによります。</u> 32 <u>当社が 5 G 契約等に基づき契約者回線の提供を開始した日から起算して 365 日が経過するまでの間に、その 5 G 契約等の解除があった場合(当社が別に定める場合を除きます。)</u>であって、次のいずれかに該当するときは、<u>契約解除料を適用します。</u> (1) <u>その 5 G 等が利用されていないと当社が判断したとき。</u> (2) <u>その 5 G 契約等の契約解除日から起算して過去 365 日までの間に、5 G 契約者等と当社との間で締結していた他の電気通信サービスに係る契約において、その電気通信サービスに係る契約に基づき契約者回線の提供を開始した日から起算して 365 日が経過するまでの間に、その電気通信サービスに係る契約の解除があったとき(当社が別に定めるときを除きます。)</u>。 33 <u>前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約解除料の支払いを要しません。</u> (1) <u>事業法施行規則に定める「初期契約解除」又は「確認措置」に基づきその 5 G 契約等が解除されるとき。</u> (2) <u>その 5 G 等が、身体障がい者等割引の適用を受けているとき。</u> (3) <u>その他当社が定める事由に該当すると当社が判断したとき。</u> 34～50 (略)	(料金及び工事費等) 第 45 条 当社が提供する 5 G 等の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。 2 ～ 5 (略) 第 2 節 料金等の支払義務 第 46 条～第 47 条 (略) 第 48 条 削 除 第 49 条～第 51 条 (略) 第 3 節～第 7 節 (略) 第 10 章～第 13 章 (略) 料金表 通則 1 ～ 11 (略) 12 当社は、1 の 5 G サービスにおいて、5 G (一般契約に係る区分のうち、コース A に係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものに限ります。)又は 5 G home でんわ若しくは別表 2 (付加機能等)に規定する sp モード機能の提供を受けていること並びに料金等の支払方法が口座振替又はクレジット払いであることを確認したとき(当社が定めるときを除きます。)は、当社がそのことを確認した日において、その 5 G サービスについて契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。 ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。 (1)～(3) (略) (4) その 5 G サービスについて、当社が電話番号保管を行っているとき(第 32 項に規定するメールアドレス保管を行っているときを除きます。) 13～30 (略) 31～47 (略)
--	--

(注) 当社は、第 50 項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係の 5 G サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。 別記 (略) 別表 1 ～別表 7 (略) 附 則 (令和 7 年 2 月 20 日経企第 5417 号) (実施期日) 1 この改正規定は、令和 7 年 3 月 1 日から実施します。 (料金等の支払いに関する経過措置) 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった 5 G サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (契約解除料の適用) 3 契約解除料に関する規定は、この改正規定実施後に当社と締結した 5 G 契約等 (この改正規定実施前に当社と締結していた電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結した 5 G 契約等を除きます。) において適用します。	(注) 当社は、第 47 項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係の 5 G サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。 別記 (略) 別表 1 ～別表 7 (略)
--	---

[改 正]	[現 行]
(目次) 第 1 章～第 9 章 (略) 第 10 章 料金等 第 1 節 (略) 第 2 節 料金等の支払義務 第 49 条～第 50 条 (略) 第 51 条 契約解除料の支払義務 第 52 条～第 53 条 (略) 第 3 節～第 7 節 (略) 第 11 章～第 14 章 (略) 料金表 (略) 別表 (略) 附則 (略)	(目次) 第 1 章～第 9 章 (略) 第 10 章 料金等 第 1 節 (略) 第 2 節 料金等の支払義務 第 49 条～第 50 条 (略) 第 51 条 削 除 第 52 条～第 53 条 (略) 第 3 節～第 7 節 (略) 第 11 章～第 14 章 (略) 料金表 (略) 別表 (略) 附則 (略)
第 1 章～第 8 章 (略)	第 1 章～第 8 章 (略)
第 9 章 通信	第 9 章 通信
第 1 節 (略)	第 1 節 (略)
第 2 節 通信利用の制限	第 2 節 通信利用の制限
(通信利用の制限) 第 45 条 X i サービス、5 G サービス、F O M A サービス及び卸携帯電話サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表 5 (通信の優先的取扱いに係る機関名)に掲げる機関に提供しているX i サービス (当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置 (特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)をとることがあります。 2 ～ 9 (略) 10 当社は、前項の規定によりフィッシング詐欺等の危険があると判定した文字メッセージに係る情報を、第 78 条の 5 (サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知等) 第 3 項に規定するX i 契約者の確認及び注意喚起に利用することがあります。 (注 1) ～ (注 2) (略)	(通信利用の制限) 第 45 条 X i サービス、5 G サービス、F O M A サービス及び卸携帯電話サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表 5 (通信の優先的取扱いに係る機関名)に掲げる機関に提供しているX i サービス (当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置 (特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)をとることがあります。 2 ～ 9 (略)
第 46 条～第 46 条の 2 (略)	第 46 条～第 46 条の 2 (略)
第 3 節～第 4 節 (略)	第 3 節～第 4 節 (略)
第 10 章 料金等	第 10 章 料金等
第 1 節 料金及び工事費等	第 1 節 料金及び工事費等

(料金及び工事費等) 第 48 条 当社が提供する X i サービス (X i 特定接続を除きます。以下この条において同じとします。) の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、契約解除料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。 2 ～ 5 (略) 第 2 節 料金等の支払義務 第 49 条～第 50 条 (略) (契約解除料の支払義務) 第 51 条 X i 契約者は、その X i 契約の解除があったときは、料金表通則に規定する契約解除料の支払いを要します。 第 52 条～第 53 条 (略) 第 3 節～第 7 節 (略) 第 10 章～第 14 章 (略) 料金表 通則 1 ～12 (略) 13 当社は、1 の X i において、i モード機能若しくはビジネス mopera インターネット機能又は別表 2 (付加機能等) に規定する moperaU 機能若しくは sp モード機能の提供を受けていること及び料金等の支払方法が口座振替又はクレジット払いであることを確認したとき (当社が定めるときを除きます。) は、当社がそのことを確認した日において、その X i について契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。 ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。 (1)～(3) (略) (4) その X i について、当社が電話番号保管を行っているとき (第 34 項 に規定するメールアドレス保管を行っているときを除きます。) 。 14～30 (略) (契約解除料の適用) 31 契約解除料の適用については、第 51 条 (契約解除料の支払義務) 及びこの料金表通則の規定によるほか、当社が別に定めるところによります。 32 当社が X i 契約に基づき契約者回線の提供を開始した日から起算して 365 日が経過するまでの間に、その X i 契約の解除があった場合 (当社が別に定める場合を除きます。) であって、次のいずれかに該当するときは、契約解除料を適用します。 (1) その X i が利用されていないと当社が判断したとき。 (2) その X i の契約解除日から起算して過去 365 日までの間に、X i 契約者と当社との間で締結していた他の電気通信サービスに係る契約において、その電気通信サービスに係る契約に基づき契約者回線の提供を開始した日から起算して 365 日が経過するまでの間に、その電気通信サービスに係る契約の解除があったとき (当社が別に定めるときを除きます。) 。 33 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約解除料の支払いを要しません。 (1) 事業法施行規則に定める「初期契約解除」又は「確認措置」に基づきその X i 契約が解除されるとき。 (2) その X i が、身体障がい者等割引の適用を受けているとき。 (3) その他当社が定める事由に該当すると当社が判断したとき。 34～50 (略)	(料金及び工事費等) 第 48 条 当社が提供する X i サービス (X i 特定接続を除きます。以下この条において同じとします。) の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。 2 ～ 5 (略) 第 2 節 料金等の支払義務 第 49 条～第 50 条 (略) 第 51 条 削 除 第 52 条～第 53 条 (略) 第 3 節～第 7 節 (略) 第 10 章～第 14 章 (略) 料金表 通則 1 ～12 (略) 13 当社は、1 の X i において、i モード機能若しくはビジネス mopera インターネット機能又は別表 2 (付加機能等) に規定する moperaU 機能若しくは sp モード機能の提供を受けていること及び料金等の支払方法が口座振替又はクレジット払いであることを確認したとき (当社が定めるときを除きます。) は、当社がそのことを確認した日において、その X i について契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。 ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。 (1)～(3) (略) (4) その X i について、当社が電話番号保管を行っているとき (第 32 項 に規定するメールアドレス保管を行っているときを除きます。) 。 14～30 (略) 31～47 (略)
--	---

(注) 当社は、第 50 項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係の X i サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。 別記 (略) 別表 1 ～別表 7 (略) 附 則 (令和 7 年 2 月 20 日経企第 5417 号) (実施期日) 1 この改正規定は、令和 7 年 3 月 1 日から実施します。 (料金等の支払いに関する経過措置) 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (契約解除料の適用) 3 契約解除料に関する規定は、この改正規定実施後に当社と締結した X i 契約 (この改正規定実施前に当社と締結していた電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結した X i 契約を除きます。) において適用します。	(注) 当社は、第 47 項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係の X i サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。 別記 (略) 別表 1 ～別表 7 (略)
--	---

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
附 則（令和 7 年 2 月 20 日経企第 5417 号） （実施期日） 1 この附則は、令和 7 年 3 月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他） 3 経企第 3254 号（令和 2 年 3 月 26 日）の附則第 3 項 7 号のオの次に次のカを追加します。 カ 当社は、オの規定によりフィッシング詐欺等の危険があると判定した文字メッセージに係る情報を、第 21 号のウに規定する F O M A 契約者等の確認及び注意喚起に利用することがあります。	

ワ イ ド ス タ ー Ⅲ 通 信 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
第 1 章～第 7 章 （略） 第 8 章 通信 第 1 節 （略） 第 2 節 通信利用の制限 （通信利用の制限） 第 34 条 ワイドスターⅢ通信サービスに係る通信が著しくふくそうした場合は、通信の全部を接続できないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表 4 （通信の優先的取扱いに係る機関名）に掲げる機関に提供しているワイドスターⅢ通信サービス（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。 2 ～ 6 （略） <u>7 当社は、前項の規定によりフィッシング詐欺等の危険があると判定した文字メッセージに係る情報を、第 67 条（サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知等）第 3 項に規定する契約者の確認及び注意喚起に利用することがあります。</u> （注）（略） 第 35 条～第 36 条 （略） 第 3 節 （略） 第 9 章～第 13 章 （略） 料金表 （略） 別表 1 ～別表 6 （略） 附 則（令和 7 年 2 月 20 日経企第 5417 号） この改正規定は、令和 7 年 3 月 1 日から実施します。	第 1 章～第 7 章 （略） 第 8 章 通信 第 1 節 （略） 第 2 節 通信利用の制限 （通信利用の制限） 第 34 条 ワイドスターⅢ通信サービスに係る通信が著しくふくそうした場合は、通信の全部を接続できないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表 4 （通信の優先的取扱いに係る機関名）に掲げる機関に提供しているワイドスターⅢ通信サービス（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。 2 ～ 6 （略） （注）（略） 第 35 条～第 36 条 （略） 第 3 節 （略） 第 9 章～第 13 章 （略） 料金表 （略） 別表 1 ～別表 6 （略）